

茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）又は大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）（平成27年6月26日高施第1282-2号大阪府知事通知）（第2において「実施要綱等」という。）に規定する地域密着型サービスの拠点としての施設の整備を行う者に対し、市が補助金を交付することにより当該施設の整備を促進し、もって介護を必要とする高齢者等の生活支援を図ることを目的とする。

(補助の対象事業)

第2 補助の対象となる事業は、実施要綱等に基づき、国又は大阪府の内示を受けた事業とし、次に掲げるものとする。

- (1) 地域密着型サービス施設整備事業
- (2) 地域密着型サービス施設開設準備事業

(補助の対象施設)

第3 補助の対象となる施設は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスのうち、次のいずれかのサービスを提供する施設とする。

なお、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行う。

- (1) 小規模多機能型居宅介護
- (2) 認知症対応型共同生活介護
- (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護
- (6) 認知症対応型通所介護

(補助の対象事業者)

第4 補助の対象となる事業者は、次に掲げる者とする。ただし、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）、暴力団の統制下にある者又は暴力団の構成員の統制下にある者を除く。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連

合会

(6) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

(7) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社

（補助の対象事業等）

第5 第2第1号に掲げる事業の対象経費、限度額等は、別表第1に定めるところによる。

2 第2第2号に掲げる事業の対象経費、限度額等は、別表第2に定めるところによる。

（補助金額）

第6 補助額は、予算の範囲内において、別表第1又は別表2に定める対象経費の実支出額と限度額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入を控除して得た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（事前協議及び内示）

第7 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに施設の設置に関する計画について市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議をしようとする者は、計画事前協議書（様式第1号又は様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画概要書

(2) 事業実施計画書

(3) 収支予算書

3 前項の規定にかかわらず、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに計画事前協議書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事見積書

(2) 工事工程表

4 市長は、前項の書類を審査し、施設整備又は施設開設準備の内容が適当であると認めた場合は、内示書（様式第2号又は様式第2号の2）により補助金の交付及び補助額を内示する。

（補助金の交付申請）

第8 第7第4項の規定による内示を受けた者は、補助金交付申請書（様式第3号又は様式第3号の2）を指定された期日までに市長に提出し、補助金の交付を申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第9 市長は、第8の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行い、申請者に対し補助金

交付決定通知書（様式第4号又は様式第4号の2）により通知する。

2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、別表第3に定める条件のほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付すものとする。

（変更の申請）

第10 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、速やかに第8に準じて補助金交付変更承認申請書（様式第5号又は様式第5号の2）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第9第1項に準じて決定の内容を変更し、補助金変更承認通知書（様式第6号又は様式第6号の2）により申請者に通知する。

（実績報告）

第11 補助金の交付の決定を受けた者は、事業終了後1月以内に、補助金実績報告書（様式第7号又は様式第7号の2）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業状況報告調書

(2) 収支決算書

（補助金額の確定等）

第12 市長は、第11の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第8号又は様式第8号の2）により報告書を提出した者に通知する。

（補助金の交付請求）

第13 第12の補助金確定通知書を受けた者は、補助金交付請求書（様式第9号又は様式第9号の2）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第14 市長は、第13の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

（消費税等に係る仕入控除税額の報告）

第15 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第10号）により、速やかに市長に報告するものとする。

2 補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部等（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部等（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っているときは、前項の報告は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。

3 前2項又は前項の報告があったときは、市長は、当該消費税等に係る仕入控除税額の全

部又は一部を市に納付させることがある。

(立入検査)

第16 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第17 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第18 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して市長が指定する期間保存しなければならない。

(財産処分の制限等)

第19 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が300,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助の取消し等)

第20 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(4) 補助事業完了後に当該補助事業の変更、中止又は廃止をしたとき。

(5) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(6) 正当な理由がなく、当該補助事業に着手せず、又は完了しないとき。

(7) 第15第1項又は同第2項の報告があったとき。

(8) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により対象者に通知する。

(1) 補助金を交付しない場合 補助金交付決定取消通知書（様式第11号又は様式第11号の2）

(2) 補助金を減額する場合 補助金交付決定変更通知書（様式第12号又は様式第12号の2）

(3) 補助金の全部を返還させる場合 補助金交付決定取消通知書及び補助金返還命令書（様式第13号又は様式第13号の2）

(4) 補助金の一部を返還させる場合 補助金交付決定変更通知書及び補助金返還命令書

3 前項第3号又は第4号の補助金返還命令書による通知を受けた者は、当該通知のあった日から起算して30日以内に返還しなければならない。

（市長の指示）

第21 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年12月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の交付申請から適用し、同日前の交付申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成27年3月13日から実施し、平成26年9月25日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱の規定は、この要綱の適用の日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年10月19日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年8月29日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱別表第1の規定は、平成31年4月1日以後に第7の規定による協議（以下この項において「協議」という。）を行った者について適用し、同日前に協議を行ったものについては、なお従前の

例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱別表第1の規定は、令和元年10月1日以後に第7の規定による協議（以下この項において「協議」という。）を行った者について適用し、同日前に協議を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

別表第1

地域密着型サービス施設整備事業交付基準

対象となる事業	整備区分	対象経費	限度額
1 小規模多機能型居宅介護施設整備事業	創設、改築	工事費又は工事請負費及び工事事務費	33,600千円
	スプリンクラー設備整備	消火ポンプユニット等を設置しない場合の工事費又は工事請負費	対象施設ごとに1㎡当たり9,260円
		消火ポンプユニット等を設置する場合の工事費又は工事請負費	対象施設ごとに2,320千円と1㎡当たり9,260円との合計額
	自動火災報知設備整備	工事費又は工事請負費	対象施設ごとに1,030千円
	消防機関へ通報する火災報知設備整備	工事費又は工事請負費	対象施設ごとに310千円
	防災対策を目的とした改修	工事費又は工事請負費及び工事事務費	対象施設ごとに7,370千円
2 認知症対応型共同生活介護施設整備事業	創設、改築	工事費又は工事請負費及び工事事務費	33,600千円
	防災対策を目的とした改修	工事費又は工事請負費及び工事事務費	対象施設ごとに7,370千円

3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設整備事業（併設されるショートステイ用居室を含む）	創設、増床、改築、増改築	工事費又は工事請負費及び工事事務費	定員1人当たり4,480千円
	防災対策を目的とした改修	工事費又は工事請負費及び工事事務費	対象施設ごとに14,700千円
4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設整備事業	創設、改築	工事費又は工事請負費及び工事事務費	5,940千円
5 看護小規模多機能型居宅介護施設整備事業	創設、改築	工事費又は工事請負費及び工事事務費	33,600千円
6 認知症対応型通所介護施設整備事業	創設、改築	工事費又は工事請負費及び工事事務費	11,900千円
7 第3条第1項各号に掲げる施設等との合築・併設	合築・併設	工事費又は工事請負費及び工事事務費	施設それぞれの限度額に1.05を乗じた額

備考

- 1 次に掲げる経費については、補助の対象としない。
 - (1) 施設整備に係る土地の購入及び整地に要する費用（借地料を含む。）
 - (2) 既存建物の購入（既存建物を購入することが新たに施設整備を行うよりも効率的であると認められる場合における建物の購入を除く。）に要する費用
 - (3) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
 - (4) その他施設整備費として適当と認められない費用
- 2 次に掲げる事業については、補助の対象としない。
 - (1) 既に実施が完了した事業（スプリンクラー設備整備、自動火災報知設備整備及び消防機関へ通報する火災報知設備整備並びに防災対策を目的とした改修を除く。）
 - (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
 - (3) その他施設整備事業として適当と認められない事業

- 3 「創設」とは、新たに施設を建設すること及び事業者所有の既存建物を利用して新たに施設を整備することをいう。
- 4 「改築」とは、既存の施設を取り壊し、新たに施設を建設することをいう。
- 5 「スプリンクラー設備整備」とは、既存の施設におけるスプリンクラーの設置を行うことをいい、新たに施設を整備する場合は補助の対象としない。
- 6 「自動火災報知設備整備」とは、既存の施設における自動火災報知設備の設置を行うことをいい、新たに施設を整備する場合は補助の対象としない。
- 7 「消防機関へ通報する火災報知設備整備」とは、既存の施設における火災報知設備の設置を行うことをいい、新たに施設を整備する場合は補助の対象としない。
- 8 「防災対策を目的とした改修」とは、既存の施設の耐震化改修や施設の老朽化に伴う大規模修繕等を行うことをいい、次のすべてを満たすものを対象とする。
 - (1) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
 - (2) 対象施設の目的以外の用途に使用するためのものではないこと。
 - (3) 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたものではないこと。
- 9 「工事事務費」とは、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。

別表第2

地域密着型サービス施設開設準備事業交付基準

対象となる事業	限度額	対象経費
1 小規模多機能型居宅介護施設開設準備事業	宿泊定員1人当たり 839千円	施設開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
2 認知症対応型共同生活介護施設開設準備事業	定員1人当たり 839千円	
3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設開設準備事業（併設されるショートステイ用居室を含む）	定員1人当たり 839千円	
4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設開設準備事業	14,000千円	
5 看護小規模多機能型居宅介護施設開設準備事業	宿泊定員1人当たり 839千円	

備考

- 1 次に掲げる経費については、補助の対象としない。
 - (1) 施設整備に係る土地の購入及び整地に要する費用（借地料を含む。）
 - (2) 既存建物の購入（既存建物を購入することが新たに施設整備を行うよりも効率的であると認められる場合における建物の購入を除く。）に要する費用
 - (3) 職員の宿舎に要する費用
 - (4) 賃貸建物の改修等に要する費用（市長が認める場合を除く。）
 - (5) 開設前の6か月間以外の時期に要した費用
 - (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合
 - (7) その他開設準備経費として適当と認められない費用
- 2 次に掲げる事業については、補助の対象としない。
 - (1) 既に実施が完了した事業
 - (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

(3) その他開設準備事業として適当と認められない事業

- 3 対象期間が複数年度にわたる場合は、対象月に着目し、当該月の所属する年度ごとに協議を行うこととし、各年度に補助金を交付するものとする。

別表第3

補助事業者に対する補助条件

1 契約に関する条件

補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市の行う契約手続きの取扱いを順守すること。

2 運営組織の適切性に関する条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

3 経理の適切性に係る条件

- (1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理が行われること。
- (2) 補助対象事業に係る経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

4 事業の公益等に係る条件

- (1) 法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係にある者に対して特別の利益を与えないこと。
- (2) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を行わないこと。
- (3) 利用料の設定根拠を明確にすること。

5 その他の条件

- (1) 施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第84条、第108条及び第169条に定めのある調査への協力及び改善の内容の報告等に係る義務を順守するとともに、市長が必要に応じて行う立入検査について協力すること。
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）上スプリンクラー設備を設置する義務の無い施設を新たに整備する場合においても、本体施設の整備と併せてスプリンクラー設備の設置を行うこと。

6 市の指導等

市長は、第17の規定に基づき必要に応じて文書の提出等を求め、補助を受けた法人の予算及び事業運営に関して必要な指導及び助言を行うものとする。

様式第 1 号

年 月 日

(提出先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名



(代表者名が自署の場合は、押印不要です。)

茨木市地域密着型サービス施設整備計画事前協議書

次のとおり地域密着型サービス施設の整備を計画したので、茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱第 7 第 1 項の規定により協議します。

1 計画に係る施設

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 整備する施設のサービス

- (1) 種類
- (2) 定員
- (3) 整備区分 創設・改修 (スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、防災対策)

3 整備計画

- (1) 契約予定年月日
- (2) 着工予定年月日
- (3) 完了予定年月日

4 資金の内訳

項目	金額	備考
総事業費 A	円	
寄付金その他の収入額 B	円	
差引 (A - B)	円	
対象経費実支出 (予定) 額 (内訳)	円	
限度額		円
補助予定額		円

様式第 1 号の 2

年 月 日

(提出先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名



(代表者名が自署の場合は、押印不要です。)

茨木市地域密着型サービス施設開設準備計画事前協議書

次のとおり地域密着型サービス施設の開設準備を計画したので、茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱第 7 第 1 項の規定により協議します。

1 計画に係る施設

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 開始するサービス

- (1) 種類
- (2) 定員数 (小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は宿泊定員数)

3 整備計画

- (1) 事業開始日
- (2) 開設 (予定) 年月日

4 資金の内訳

項目	金額	備考
総事業費 A	円	
寄付金その他の収入額 B	円	
差引 (A - B)	円	
対象経費実支出 (予定) 額 (内訳)	円	
限度額		円
補助予定額		円

様式第 2 号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

年度茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金交付の内示について

年 月 日付けで事前協議のありました茨木市地域密着型サービス施設整備計画に係る標記補助金については、 年度において補助金 円を交付する予定ですので通知します。

つきましては、茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱第 8 の規定により、補助金交付申請書を次のとおり提出してください。

- 1 申請書の様式 別添のとおり
- 2 申請書の提出期限 年 月 日
- 3 申請書の提出先

年 月 日

茨木市長



様式第2号の2

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

年度茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金交付の内示について

年 月 日付けで事前協議のありました茨木市地域密着型サービス施設開設準備計画に係る標記補助金については、年度において補助金 円を交付する予定ですので通知します。

つきましては、茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱第8の規定により、補助金交付申請書を次のとおり提出してください。

- 1 申請書の様式 別添のとおり
- 2 申請書の提出期限 年 月 日
- 3 申請書の提出先

年 月 日

茨木市長



様式第3号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名



(代表者名が自署の場合は、押印不要です。)

茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金交付申請書

茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象の内容
- 2 交付申請額

様式第3号の2

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名



(代表者名が自署の場合は、押印不要です。)

茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金交付申請書

茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象の内容

2 交付申請額

様式第4号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長



様式第4号の2

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長



様式第 5 号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名



(代表者名が自署の場合は、押印不要です。)

茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第5号の2

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名



(代表者名が自署の場合は、押印不要です。)

茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第6号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金は、次のとおり条件を付けて変更承認します。

- 1 交付決定額 円
- 2 変更増減額 円
- 3 変更交付決定額 円
- 4 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで変更申請のあった事業とし、その内容は、茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金交付変更申請書に記載のとおりとします。
- 5 補助金の交付を受ける者は、茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱を順守してください。

年 月 日

茨木市長



様式第6号の2

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金は、次のとおり条件を付けて変更承認します。

- 1 交付決定額 円
- 2 変更増減額 円
- 3 変更交付決定額 円
- 4 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで変更申請のあった事業とし、その内容は、茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金交付変更申請書に記載のとおりとします。
- 5 補助金の交付を受ける者は、茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱を順守してください。

年 月 日

茨木市長



様式第7号

年 月 日

(報告先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名



(代表者名が自署の場合は、押印不要です。)

茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金精算額
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1) 事業状況報告調書
 - (2) 収支決算書

様式第7号の2

年 月 日

(報告先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名



(代表者名が自署の場合は、押印不要です。)

茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金精算額
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1) 事業状況報告調書
 - (2) 収支決算書

様式第8号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市地域密着型サービス施設整備事業実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長



様式第8号の2

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長



様式第9号

年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名



茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額

様式第9号の2

年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名



茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額

(報告先) 茨木市長

所在地

団体名

代表者名



(代表者名が自署の場合は、押印不要です。)

茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助金に係る
消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた補助金に係る
消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 _____ 円

2 消費税等の申告の有無 (どちらかを選択) 有 ・ 無

※ 「無」を選択の場合は以下不要

3 仕入控除税額の計算方法 (どちらかを選択) 一般課税 ・ 簡易課税

※ 「簡易課税」を選択の場合は以下不要

4 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額

金 _____ 円

5 添付書類 (4を記入した場合に限り添付すること)

(1) 積算内訳書

(2) 消費税等の確定申告書 (控) の写し

(3) 付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し

様式第11号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知した茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金については、次のとおり取り消すことと決定したので通知します。

1 補助の対象事業

2 補助金額 円

3 取消しの理由

年 月 日

茨木市長



様式第11号の2

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知した茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金については、次のとおり取り消すことと決定したので通知します。

1 補助の対象事業

2 補助金額 円

3 取消しの理由

年 月 日

茨木市長



様式第12号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知した茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金は、次のとおり変更することと決定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 変更増減額 円
- 3 変更交付決定額 円
- 4 変更の理由

年 月 日

茨木市長



様式第12号の2

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知した茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金は、次のとおり変更することと決定したので通知します。

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 変更増減額 | 円 |
| 3 変更交付決定額 | 円 |
| 4 変更の理由 | |

年 月 日

茨木市長



様式第13号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金返還命令書

茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助要綱第19第3項の規定により、次のとおり返還を命じます。

- 1 返還金額 円（全部・一部）
- 2 返還期限
- 3 返還理由
- 4 返還方法

年 月 日

茨木市長



様式第13号の2

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名
様

茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助金返還命令書

茨木市地域密着型サービス施設開設準備事業補助要綱第19第3項の規定により、次のとおり返還を命じます。

- 1 返還金額 円（全部・一部）
- 2 返還期限
- 3 返還理由
- 4 返還方法

年 月 日

茨木市長

